○国土交通省令第三十七号

土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十二号）及び土地基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和二年政令第百三十七号）の施行に伴い、並びに国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十条第二項及び第三十四条の二、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第八条及び第九条並びに国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項及び第二百十条第四項の規定に基づき、土地基本法等の一部を改正する法律等の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

土地基本法等の一部を改正する法律等の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（国土調査法第十条第二項に規定する国土交通省令で定める要件を定める省令の一部改正）

第一条　国土調査法第十条第二項に規定する国土交通省令で定める要件を定める省令（平成二十二年国土交通省令第五十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国土調査法施行規則

本則中「国土調査法」の下に「（昭和二十六年法律第百八十号。次条において「法」という。）」を加え、本則を第二条とし、同条に見出しとして「（国土調査の実施の委託の要件）」を付し、同条の前に次の一条を加える。

（地籍調査に関する事業計画の様式等）

第一条　国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号。次項において「令」という。）第八条の国土交通省令で定める様式は、別記様式とする。

２　令第九条の規定による添付書類に記載しなければならない事項は、同条に規定する事項のほか、次のとおりとする。

一　測量の方式

二　都道府県が負担する経費の予定額

三　基準点の有無

本則に次の一条を加える。

（権限の委任）

第三条　法第二十三条の四に規定する国土交通大臣の権限（地籍調査に係るものに限る。）は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

附則の次に別記様式として次の様式を加える。

別記様式（第一条関係）

○○年度　事業計画

○○都道府県

区分 / 調査を行う者の名称	調査目的	調査地域	調査面積	調査期間	導入する効率的調査方法の内容（効率的調査方法の導入が困難であるときは、その旨及びその理由）	令第14条各号に掲げる作業に要する費用の総額	摘　要
			㎢			円	
（地方整備局組織規則の一部改正）							
第二条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。							
第十二条中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。							
十三　国土調査法第二十三条の四の規定による必要な情報及び資料の提供、国土調査の実施に関する助言を行う者の派遣又はあっせんその他必要な援助に関すること（地籍調査に係るものに限る。）。							
第百三十二条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。							
十　国土調査法第二十三条の四の規定による必要な情報及び資料の提供、国土調査の実施に関する助言を行う者の派遣又はあっせんその他必要な援助に関すること（地籍調査に係るものに限る。）。							
（北海道開発局組織規則の一部改正）							
第三条　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。							
第一条の二中第四十二号を第四十三号とし、第三十二号から第四十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三十一号の次に次の一号を加える。							
三十二　国土調査法第二十三条の四の規定による必要な情報及び資料の提供、国土調査の実施に関する助言を行う者の派遣又はあっせんその他必要な援助に関すること（地籍調査に係るものに限る。）。							
第十四条中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。							
十四　国土調査法第二十三条の四の規定による必要な情報及び資料の提供、国土調査の実施に関する助言を行う者の派遣又はあっせんその他必要な援助に関すること（地籍調査に係るものに限る。）。							
（国土交通省組織規則の一部改正）							
第四条　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。							
第十七条第二項第二号中「第十条」を「第十一条」に改める。							

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から施行する。

（地籍調査に関する事業計画の様式等を定める省令の廃止）

２　地籍調査に関する事業計画の様式等を定める省令（昭和三十二年総理府令第三十五号）は、廃止する。